

平成24年3月
勝浦市議会定例会会議録（第7号）

平成24年3月21日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 松本昭男君	企画課長 関利幸君
財政課長 藤江信義君	税務課長 黒川義治君
市民課長 佐瀬義雄君	介護健康課長 西川一男君
環境防災課長 兼清掃センター所長 目羅洋美君	都市建設課長 藤平喜之君
農林水産課長 関善之君	観光商工課長 玉田忠一君
福祉課長 関修君	水道課長 藤平光雄君
会計課長 花ヶ崎善一君	教育課長 中村雅明君
社会教育課長 菅根光弘君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 守澤孝彦君	議事係長 大鐘裕之君
------------	------------

議事日程

議事日程第7号

第1 議案・請願・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決
(予算審査特別委員長)

議案第17号 平成24年度勝浦市一般会計予算

議案第18号 平成24年度勝浦市国民健康保険特別会計予算

議案第19号 平成24年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算

議案第20号 平成24年度勝浦市介護保険特別会計予算

議案第21号 平成24年度勝浦市水道事業会計予算

(総務常任委員長)

議案第7号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第8号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第9号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

(教育民生常任委員長)

議案第11号 勝浦市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

陳情第1号 産業廃棄物最終処分場建設に反対する都市宣言を求める陳情

(建設経済常任委員長)

議案第15号 勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 市道路線の認定及び廃止について

請願第1号 地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願

第2 諮問上程・説明・質疑・採決

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第2号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書について

第4 産業廃棄物最終処分場建設に反対する都市宣言

第5 勝浦市選挙管理委員及び補充員の選挙

開 議

平成24年3月21日(水) 午前10時00分開議

○議長(丸 昭君) ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案・請願・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（丸 昭君） 日程第1、議案・請願・陳情を上程いたします。

議案第17号 平成24年度勝浦市一般会計予算、議案第18号 平成24年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第19号 平成24年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第20号 平成24年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第21号 平成24年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。土屋予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 土屋 元君登壇〕

○予算審査特別委員長（土屋 元君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において予算審査特別委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告申し上げます。

当予算審査特別委員会は、付託されました議案5件を審査するため、去る3月14日から16日までの3日間、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長、並びに関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第17号 平成24年度勝浦市一般会計予算、議案第18号 平成24年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第19号 平成24年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第20号 平成24年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第21号 平成24年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件については賛成多数で、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において各委員から質疑、意見、要望等が出されましたが、その主なものを申し上げますと、一般会計歳入について、財政調整基金3億5,000万円の取り崩しの根拠及び目的について質したところ、財政調整基金は財源確保を調整するためにあり、今回は学校関係の設計、地質調査や給食センター等一部起債のきかない国庫補助対象でない事業も多いことから一般財源を充てなければならないとの答弁がありました。

次に、歳出では、市内路線バスの運行維持費補助金に関し、路線によっては乗客のいない路線も一部あり、継続することがいいのかという議論もあることから、今後、研究していく必要があるのではと質したところ、本市全域の住民の足の確保を考えているが、今後、市民バスをうまく利用できるか、また、事業費や他の交通事業者等の問題もあることから、今後、検討していきたいとの答弁がありました。

次に、保育所については、高台移転や統廃合問題を考えているようだが、今後、幼稚園との幼保一元化の考えがあるか質したところ、現在、政府では幼稚園と保育所を一体化した総合こども園の創設を柱とした子ども子育てシステムに関する基本制度をまとめ、関連法案を国会に提出するという状況であることから、国の動向を注視していきたいとの答弁がありました。

次に、国民健康保険特別会計では、特定健康診査において新たな増員対策を考えたのか質したところ、駐車場を確保するため、日本武道館研修センターを使用するとともに、勝浦市夷隅郡医師会とも協議し、新たに夷隅郡内統一したポスターを作成するとの答弁がありました。

次に、介護保険特別会計予算について、介護保険料が第1、第2段階の人にとって重くなっているため、この改善を求める要望がありました。

次に、水道事業会計について、水道ビジョンに基づき、平成24年度から4年間で未給水区域

の解消を図ろうとしているが、一部解消できない区域の対応を質したところ、地域からの要望書も来ていることから、最終的には皆水道となるよう対応していきたい。また、水道料金の引き下げについては、高料金対策について、今後の財政見通しを協議し、深く研究したいとの答弁がありました。

なお、議案第17号ないし議案第21号、以上5件について、反対及び賛成の討論がありましたことを申し添えます。

以上申し上げまして、予算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（丸 昭君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、前もって通告がありましたので、これを許します。初めに、藤本議員。

〔4番 藤本 治君登壇〕

○4番（藤本 治君） 私は、ただいまの予算審査特別委員長の報告のうち、議案第17号 平成24年度勝浦市一般会計予算、議案第18号 平成24年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第19号 平成24年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第20号 平成24年度勝浦市介護保険特別会計予算及び議案第21号 平成24年度勝浦市水道事業会計予算について、反対の立場で討論を行います。

今回の予算は、猿田市長にとって初めての本格的な予算編成であり、一部は12月議会での補正予算から始まりましたが、全体像がまとまった姿で提示されたのは、今回、当初予算によってであります。そして、一般質問、本会議質疑、特別委員会での審議を通じて、猿田市長がやろうとする、あるいはやろうとしないことによって、この予算に盛られている特徴が明らかになってまいりました。

1つには、4つの小中学校体育館の耐震補強などの事業及び保育所の高台移転をも展望した給食センターの移転改築事業が盛り込まれました。これらは、防災のために必要な優先度の極めて高い事業であります。

2つには、12月議会での補正予算から始まりました（仮称）市民文化会館の高台への移転と、その規模を拡大する事業が盛り込まれました。高台への移転は防災のためではありますが、規模拡大の目的は全く別物であります。

3つには、一方で介護保険料の大幅な値上げを押しつけながら、市民負担の軽減は水道料金でも、ごみ袋代でも、国民健康保険税でも、どの分野にも何一つ盛り込まれませんでした。

4つには、住宅リフォーム補助事業が新規事業として、子ども医療費無料化が入院費用について中学3年生まで拡充されるなど、市民生活を応援する施策が盛り込まれました。

これらを見渡しての問題は、切実な要望である市民負担の軽減が何一つ盛り込まれず、それよりも市民文化会館の規模拡大が優先され、軌道修正されないという事実であります。現在、政府は、税と社会保障の一体改革と称して、無駄遣いを続けながら社会保障は切り捨てだらけで、経済も財政も共倒れにしまい、後世に一層ひどいツケを回すことになる消費者大増税をゴリ押ししようとしています。

市民生活の苦難を根本から軽減するには、消費税増税反対の1点での国民の大同団結により政治の転換を実現することが必要ですが、勝浦市と市議会には国の悪政から市民を守る防波堤の役割を果たすか否かが問われています。

今の勝浦市には、市民の求める負担軽減の願いのすべてに一举にこたえる財政力はないかもしれません。しかし、何もしないことは許されません。水道料金に対しては、近隣の市町も県の高料金対策を活用しております。多くの市町村が国保会計に一般会計から法定外の繰り入れを行って軽減を図っています。ごみ袋代も介護保険料も、夷隅郡市で一番重い負担が市民に押しつけられようとしています。これらをどれもそのままにしたまま、一方で市民文化会館の規模拡大が行われることに市民の大多数は納得するものではありません。

以上の理由により、一般会計予算と各特別会計予算に反対を表明するものであります。

なお、一般会計予算への反対理由には、禍根を残す予算計上があることをつけ加えておきます。それは、衛生費への亀田医療大学施設整備事業補助金2,166万9,000円の計上であります。地方自治法の第232条の2では、地方公共団体が寄附または補助を行うことができるのは、公益上、必要がある場合に限っています。亀田医療大学への補助金の公益上の理由、必要とは何かを問えば、卒業後に勝浦市で医療に従事してくれることへの期待がその答えでありました。何の保障もない、ただの期待だけをもって公益上の必要を満足するとは到底言えません。地方自治法に照らしても説明のつかない、このような前例をつくることは、後々に禍根を残すものであることを指摘して、私の反対討論を終わります。

○議長（丸 昭君） 次に、岩瀬議員。

〔8番 岩瀬洋男君登壇〕

○8番（岩瀬洋男君） 私は、議案第17号ないし議案第21号の各会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

最初に、議案第17号 平成24年度勝浦市一般会計予算について申し上げます。少子高齢化の進展に伴う医療、福祉、介護といった社会保障費等の経費が増加する一方で、景気低迷等により市税の減収が見込まれる厳しい財政状況のもと、長期的視点に立ったまちづくりを進めるための勝浦市総合計画前期基本計画及び第1次実施計画の計画事業を中心に予算が編成されておりますが、特に私は東日本大震災における未曾有の津波災害は、類似する海岸線を有する本市にとって貴重な教訓であり、防災対策の強化は喫緊の課題であると考えます。

この対策として、平成24年度一般会計予算は、勝浦中学校体育館の改築事業を初め、豊浜小、総野小及び北中学校体育館の耐震補強、大規模改修事業や学校給食共同調理場の改築事業、さらには（仮称）市民文化会館建設事業など、防災対策の強化を念頭に入れた予算が計上されており、賛意を表するものであります。

このほか、勝浦駅エレベーター設置事業や子ども医療費の助成拡大、さらには住宅リフォーム補助事業や交流人口及び移住・定住促進のための関連予算の計上など、少子高齢化対策や地域活性化対策を積極的に盛り込んだことに対しても賛意を表するものであります。

次に、議案第18号 平成24年度勝浦市国民健康保険特別会計予算ないし議案第20号 勝浦市介護保険特別会計予算の各特別会計の予算について申し上げます。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度は、国の医療制度を根幹とするものであり、市町村の裁量権は極めて限定的な状況にあり、やむを得ないものと判断し、承認すべきものと考えます。

また、介護保険特別会計予算における平成24年度から平成26年度までの第5期計画期間の介護保険料については、平均31.5%の大幅な引き上げとなりますが、これは元名木小学校跡地に平成24年8月開設予定の介護老人福祉施設及び大多喜町に平成23年12月に開設した老人保健施設等の利用者増加を見込んだものであり、保険給付費等の増加に伴うやむを得ないものであり、承認すべきものと考えます。

次に、議案第21号 平成24年度勝浦市水道事業会計予算について申し上げます。平成24年度を初年度とする4カ年計画により、市内未普及地域解消事業に取り組む姿勢に対して賛意をあらわすとともに、経営健全化に努めながら、市民に安定した生活用水を供給するために必要な予算の計上であり、承認すべきものと考えます。

以上申し上げましたように、議案第17号 平成24年度勝浦市一般会計予算、ないし議案第21号 平成24年度勝浦市水道事業会計予算の一つの会計にかかわる予算に対して、いずれも賛意をあらわし、賛成の討論といたします。

○議長（丸 昭君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号 平成24年度勝浦市一般会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（丸 昭君） 起立多数であります。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第18号 平成24年度勝浦市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（丸 昭君） 挙手多数であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第19号 平成24年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（丸 昭君） 挙手多数であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第20号 平成24年度勝浦市介護保険特別会計予算を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（丸 昭君） 挙手多数であります。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第21号 平成24年度勝浦市水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（丸 昭君） 挙手多数であります。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第7号 千葉縣市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第8号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第9号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。刈込総務常任委員長。

〔総務常任委員長 刈込欣一君登壇〕

○総務常任委員長（刈込欣一君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月12日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第7号 千葉縣市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第8号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第9号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件は、審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（丸 昭君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、前もって通告がありましたので、これを許します。藤

本議員。

〔4番 藤本 治君登壇〕

○4番（藤本 治君） 私は、ただいまの総務常任委員長の報告のうち、議案第9号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、及び議案第10号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

議案第9号の職員給与の条例改正に関しましては、今回、影響額が小さいとはいえ、公務員給与の削減が議会ごとに続いており、2月29日には民主、自民、公明3党が提出した国家公務員賃下げ法案が参議院本会議で賛成多数で可決され、成立いたしました。この法律の附則には、今後、地方公務員への賃下げの押しつけにつながりかねない条項が盛り込まれています。民間と公務員とを対立させ、労働者全体の賃下げ競争を招くことは、内需を冷え込ませ、経済の健全な成長を阻害し、財政の一層の悪化をもたらすことにもなります。

議案第10号に関しましては、改正しようとする市税条例の第25条は、市民税の均等割を平成26年度から10年間、500円を増税しようとするものであります。これは復興財源を賄うものとして、1つには、所得税に2.1%の付加税を課し、平成25年度から25年間実施をする。

2つ目に、市・県民税の均等割を500円ずつ増税し、合計1,000円を平成26年度から10年間実施をする。

3つ目に、退職金に係る住民税の増税を行う。

4つ目には、法人税に10%の付加税を平成24年度から3年間課すというものであります。これにはからくりがあり、法人税は平成24年度から5%の恒久減税がスタートすることが秋の臨時国会で決まっております。3年間はプラスマイナスゼロで、減税はないが、新たな負担もなし、4年後からは減税だけが残るというものであります。結局、復興増税は庶民の所得税と住民税の負担で賄われることになるというものであり、このようなやり方は言語道断であります。

以上の理由により、それぞれの議案に反対を表明し、私の反対討論を終わります。

○議長（丸 昭君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号 千葉縣市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第8号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第9号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（丸 昭君） 挙手多数であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第10号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（丸 昭君） 挙手多数であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第11号 勝浦市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、陳情第1号 産業廃棄物最終処分場建設に反対する都市宣言を求める陳情、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。根本教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 根本 譲君登壇〕

○教育民生常任委員長（根本 譲君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において教育民生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月13日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、議案第11号 勝浦市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件につきましては全員賛成で、議案第13号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件につきましては賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第1号 産業廃棄物最終処分場建設に反対する都市宣言を求める陳情につきまし

ては、願意妥当と認め、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

なお、議案第13号及び議案第14号に関し反対討論がありましたことを申し添えておきます。

以上をもちまして、教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長（丸 昭君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、前もって通告がありましたので、これを許します。藤本議員。

〔4番 藤本 治君登壇〕

○4番（藤本 治君） 教育民生常任委員長の報告のうち、議案第13号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第14号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

議案第13号の国保加入者の葬祭費を7万円から5万円に減額する理由が、75歳以上の後期高齢者が亡くなった場合、広域連合からの葬祭費が5万円であり、同じ勝浦市民の間での公平性に欠けるとのことですが、この矛盾は後期高齢者医療制度の発足時からのものであります。当時は、いまひとつ、人間ドックへの助成金が75歳以上になって後期高齢者医療制度に移ったらなくなってしまう矛盾もありました。その年の定例会ごとに児安元議員が取り上げ、結局、一般会計から7万円を限度とする国保と同じ助成制度がつくられて、この矛盾は解決しました。今回の議案は、人間ドックの解決策とは真逆の解決策であります。75歳以上の市民の葬祭費には、一般会計から2万円の上積みを行うことによって公平を図るべきであります。にもかかわらず、一日も早く廃止すべき後期高齢者医療制度に合わせることを迫る不合理、重い国保税の負担を軽減もせず、給付を一方的に削減する道理のなさ、これらは到底、市民の納得を得られるものではありません。

続いて、議案第14号、介護保険料の大幅値上げについてであります。名木小跡に特別養護老人ホームが開設されれば、当然ながら施設介護の給付の増大が予想されます。にもかかわらず、その財源を公費5割、うち国庫負担2割という財政構造に縛る限り、自治体は保険料値上げのジレンマから抜け出すことはできません。矛盾の根源は、国庫負担が少ないことにあり、解決には当面10%の国庫負担の増額が必要で、公費負担を6割にすべきであります。根本的には、国の制度に問題があるとはいえ、市としての何の努力もなしに、市民にだけ負担を押しつけることは許されません。

以上の理由により、それぞれの議案に反対を表明し、私の反対討論を終わります。

○議長（丸 昭君） ほかに討論はありませんか。佐藤議員。

〔7番 佐藤啓史君登壇〕

○7番（佐藤啓史君） 議長よりお許しをいただきました。私は議案第13号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この議案第13号は、国民健康保険の葬祭費の支給額を7万円から5万円にしようとするものであります。本会議において、市長から提案理由の説明の中に、国民健康保険事業の安定的運営とほかの保険制度及び保険者との整合を図るために、この改正をするという説明がございま

した。国民健康保険の葬祭費の支給額については、国民健康保険法上において、葬祭費の給付の方法や内容の決定について、市町村の条例にゆだねられておりますけれども、ほかの保険制度においては健康保険法で支給額は5万円と定められております。平成20年度から75歳以上の被保険者は後期高齢者医療制度に移行しましたが、この制度においても葬祭費の支給額は5万円であり、これに合わせ、支給額5万円に改正した市町村も多いと伺っております。

また、現在、県内の54市町村中51市町村が5万円を支給しており、勝浦市と習志野市、そして旭市の3市のみが7万円となっているわけであります。加えて、旭市と習志野市においては、平成24年度から5万円に改正する予定であるというふうにも伺っております。葬祭費の支給の財源は、国保税で賄われております。反対をする理由の一つに国保税7万円と合わせ、後期高齢者も7万円、反対する理由もありますけれども、2万円を引き上げるための財源の根拠を示すことも反対する以上、必要であると私は考えます。

そして、本市の厳しい国保財政を考えた場合に、葬祭費の見直しを行うことは必要なことであり、ほかの保険制度や他市町村の保険者との整合を図ることにより、今回の引き下げにより100万円から150万円程度の歳出削減が図られるというふうにも伺っております。

以上の観点から、私は賛成の立場で討論をさせていただきました。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号 勝浦市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第12号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第13号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（丸 昭君） 挙手多数であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第14号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（丸 昭君） 挙手多数であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、陳情第1号 産業廃棄物最終処分場建設に反対する都市宣言を求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、陳情第1号は、採択と決しました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第15号 勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 市道路線の認定及び廃止について、請願第1号 地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願、以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。寺尾建設経済常任委員長。

〔建設経済常任委員長 寺尾重雄君登壇〕

○建設経済常任委員長（寺尾重雄君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において建設経済常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当建設経済常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月13日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第15号 勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 市道路線の認定及び廃止について、以上2件について、審査の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号 地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願につきましては、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

なお、審査するに当たり、認定する3路線及び廃止する1路線について、現地調査を実施したことを申し添え、以上をもちまして、建設経済常任委員長の報告を終わります。

○議長（丸 昭君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ

通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第15号 勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第16号 市道路線の認定及び廃止についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、請願第1号 地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、請願第1号は、採択と決しました。

諮問上程・説明・質疑・採決

○議長（丸 昭君） 日程第2、諮問を上程いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、土馬芳郎君を委員の候補者として法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めようとするものであります。

土馬芳郎君の経歴を申し上げますと、昭和41年3月、千葉県立大原高校を卒業後、昭和41年4月から千葉県に勤務し、平成20年3月に退職するまでの間、千葉県議会事務局政務調査課長、千葉県出納局長、千葉県監査委員事務局参事等を歴任されております。また、退職後は、平成20年4月から千葉県公社等運営協議会理事に就任し、現在もその職務に取り組まれています。

その人格と識見は人権擁護委員として適任であると考えます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（丸 昭君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、諮問第1号は、原案のとおり可決されました。午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時10分 開議

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、発議案を上程いたします。

発議案第2号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。大鐘係長。

〔職員朗読〕

○議長（丸 昭君） 発議者から提案理由の説明を求めます。寺尾議員。

〔12番 寺尾重雄君登壇〕

○12番（寺尾重雄君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第2号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、国による地方消費者行政の充実策が検討されておりますが、他方で地域主権改革の議

論が進む中で、地方消費者行政に対する国の役割・責任が不明確となることが懸念されます。もとより地方自治体が独自の工夫・努力によって消費者行政を充実させることは当然であります。これまで消費者行政を推進する中央官庁が存在しなかったこともあり、消費者行政に対する地方自治体の意識や体制は余りにも格差があります。加えて、地方自治体が担っている消費者行政の業務の中には、相談情報を国に集約するパイオネットシステムへの入力作業や違法業者に対する行政処分等、国全体の利益のために行っているものも少なからず存在します。

現在、国からの支援として、地方消費者行政活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金が存在しますが、いずれも期間限定の支援にとどまっており、相談員や正規職員の増員による人的体制強化等、継続的な経費への活用にはおのずと限界があります。したがって、国は地方消費者行政充実のために継続的かつ実効的な財政支援を行うべきです。

あわせて、国は小規模な市町村がよりスムーズに消費者行政の強化を行うことができるよう、都道府県と市町村とが広域的に連携する取り組み例を推進するなど、地方自治体によって取り組みやすい制度設計を具体的に示すべきです。

さらに、消費生活相談窓口を現場で担っている消費生活相談員の地位・待遇も、期限つき非常勤職員の扱いが大半であり、その地位の安定と専門性の向上を図ることが困難な状況にあります。その待遇も消費生活業務の専門性に見合ったものとは言いがたい現状にあります。

住民が安心して相談できる消費生活相談窓口を実現するためには、消費生活相談員の専門性の向上とともに、その地位の安定、待遇の改善に向けた制度の整備も重要です。

よって、国においては、地方消費者行政の支援のため、次の事項について実現が図られるように強く要望します。

1つ、国は、地方自治体の消費者行政の充実に確実につながるよう、地方消費者行政の活性化基金等の延長も視野に入れつつ、一定の幅を持たせながらも使途を消費者行政と明示した継続的かつ実効的な財政支援を行うこと。

2つ、すべての地方自治体が身近で専門性の高い消費生活相談窓口を消費者に提供するという観点から、国はあるべき相談窓口の姿について一定の目安を提示するとともに、これを単独で実現することが困難な小規模自治体も多数存在することから、都道府県と市町村とが広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方自治体によって利用しやすい制度枠組みを提示すること。

3つ、消費者が安心して相談できる消費生活相談窓口の充実・強化を図るため、相談を担う専門家である消費生活相談員を含め、常勤はもちろん、非常勤の立場であっても、専門性に見合った待遇のもとで安定して勤務できる専門職任用制度の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（丸 昭君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第2号については、会議規則第37

条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） それでは討論を終結いたします。

これより発議案第2号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

産業廃棄物最終処分場建設に反対する都市宣言

○議長（丸 昭君） 日程第4、産業廃棄物最終処分場建設に反対する都市宣言であります。市長から発言を求められておりますので、これを許します。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） 議長よりお許しをいただきましたので、少しの間、時間をちょうだいしたいと思います。

鵜原地先に計画されておりました産業廃棄物最終処分場につきましては、これまで地元住民の会を初め、市議会や各種団体等、全市を挙げて反対運動を展開してきたところでございます。市といたしましても、この豊かな自然を次世代に引き継ぐためにも、ここに勝浦市が産業廃棄物最終処分場建設に反対する都市であることを宣言させていただきたいと存じます。

産業廃棄物最終処分場建設に反対する都市宣言。

勝浦市は、鵜原理想郷、官軍塚、八幡岬、鵜原・守谷海岸といった全国有数の景勝地やのどかな田園風景、房総丘陵の山々など、海と緑の豊かな自然に恵まれています。

私たちは、この豊かな自然を将来の世代へと継承していかなければなりません。

産業廃棄物最終処分場が建設された場合、地下水、海水並びに磯根及び土壌の汚染が懸念されます。最終処分場に敷かれる遮水シートの事故や経年劣化による破損の危険性は、長期的には否定できません。また、災害時の施設の崩壊等による廃棄物等の流出等も考えられます。さらに、搬入時の廃棄物の飛散等による生活環境、自然環境への悪影響や市の基幹産業である農林水産業、観光業への風評被害が心配されます。

よって、市民の安全・安心な生活と恵まれた自然環境を守り、海と緑と人がともに歩むまち、元気いっぱいかつうらの実現を目指す勝浦市は、産業廃棄物最終処分場建設に反対することを宣言します。

平成24年3月21日、勝浦市。

勝浦市選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（丸 昭君） 日程第5、勝浦市選挙管理委員及び補充員の選挙であります。

まず、勝浦市選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、従前の例により、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

勝浦市選挙管理委員に、串浜1033番地、君塚七郎君、鶴原65番地の1、屋代 寛君、小羽戸321番地、関 弘男君、市野川707番地、千葉藤博君を指名したいと思えます。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました君塚七郎君、屋代 寛君、関 弘男君、千葉藤博君を勝浦市選挙管理委員の当選者と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました君塚七郎君、屋代 寛君、関 弘男君、千葉藤博君が勝浦市選挙管理委員に当選されました。

次に、勝浦市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきは、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

勝浦市選挙管理委員補充員に、興津2580番地、関川 彰君、上植野1254番地、中村 了君、部原67番地、江澤始一君、大楠301番地、佐藤千明君を指名したいと思えます。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました関川 彰君、中村 了君、江澤始一君、佐藤千明君を勝浦市選挙管理委員補充員の当選者と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました関川 彰君、中村

了君、江澤始一君、佐藤千明君が勝浦市選挙管理委員補充員に当選されました。

お諮りいたします。ただいま当選されました勝浦市選挙管理委員補充員の補充順位は、関川彰君、中村了君、江澤始一君、佐藤千明君の順にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、補充順位は、関川彰君、中村了君、江澤始一君、佐藤千明君の順と決しました。

閉 会

○議長（丸 昭君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成24年3月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前11時27分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第7号～議案第21号の総括審議
1. 陳情第1号の総括審議
1. 請願第1号の総括審議
1. 諮問第1号の総括審議
1. 発議案第2号の総括審議
1. 産業廃棄物処分場建設に反対する都市宣言
1. 勝浦市選挙管理委員及び補充員の選挙

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員